

## 裁判員経験者意見交換会議事録（平成27年12月14日開催分）

**司会者：**それでは12月の裁判員経験者意見交換会を始めたいと思います。

私は司会，進行を務めます第7刑事部の裁判官の長瀬と申します。よろしく  
お願いいたします。

それでは，経験者の方の自己紹介は後にするというので，裁判所，検察  
庁，弁護士会からも本日参加いただいておりますので，簡単に自己紹介を願  
いいたします。

**柴山裁判官：**裁判所の第8刑事部の柴山と申します。

この4月に大阪地裁に着任しまして，それから裁判員裁判を担当しておりま  
す。裁判員裁判を担当しまして，裁判員の方から本当にいろんな意見をお聞き  
することができまして，私自身も大変勉強になる点が多かったということで，  
本当に今日もぜひとも今後の裁判員制度のためにも皆様からの忌憚のない御意  
見をお聞きしたいと思いますので，どうかよろしくお願いいたします。

**吉川検察官：**大阪地検の公判部，裁判を担当している部におります検事の吉川と  
申します。

検察官自体は捜査・公判で10数年やっております。4月以降，私も大阪地  
裁のほうで対応する部の裁判員裁判を何件かやっておりますけれども，本日は  
せっかくの機会ですので，皆様の御意見いろいろお教えいただけましたらと思  
いますので，よろしくお願いいたします。

**栗林弁護士：**弁護士の栗林と申します。私も裁判員裁判は何件か経験しているん  
ですが，いつも，どういうふうに伝えれば私たちの伝えたいことを裁判員の方  
に分かっていただけるのかということを考えながら活動しております。今日は  
そういったことで今後の裁判に活かせるように，御意見をしっかり聞いて帰り  
たいと思いますので，よろしくお願いいたします。

**司会者：**今年の4月から第7刑事部で裁判長を務めておりますが，昨年1年間は  
大阪地裁の堺支部というところで勤務しておりました。大阪の場合は堺支部も

裁判員事件をやっておりますので、裁判員事件を担当するようになってから2年目ということになります。

それでは、意見交換会を始めますけれども、経験者の方から、まずは自己紹介がてら、どのような事件を担当されたのか、そして裁判員を経験してみたの御感想といった辺りをまずはお話しただければというふうに思っております。

それでは、1番の方からお願いいたします。

**裁判員経験者1**：よろしくお願いします。

私は公務員をしておりますけれども、裁判員に選ばれたということで参加させていただきました。

担当させていただいた事件は、深夜に女性に酔っぱらって声をかけて、かなりつきまとって、強姦、強盗未遂でけがもさせたというような事件でした。事件では量刑が争われてまして、事実関係は全然争わない。ただ、裁判の中で発言とかをされる際には、いろいろ違うこと言ってはって、全然言うてるのが違うんですけどって言うと、そのときにいいですというような、どう考えていいんだろうということを裁判所とか皆さんと意見を戦わせてもらったという記憶がすごく鮮烈にあります。最終的に量刑を話し合いさせていただいて、こういうふうに決まっていくねんなど非常に強く印象があった思いがあります。

参加するまで、単純にいつやったことがどういう罪になるのかということぐらいにしか思いが及んでなかったんですけども、量刑判断の際に、すごいいろんな広範囲のさまざまな要素が絡み合って判断されてんねんということが、経験する前と後で変わったところというか、そういう思いです。

**司会者**：ありがとうございます。ちょっと数点確認させていただきたいんですけども、まず罪名としましては強姦致傷と強盗未遂のようですね。そして強姦行為については既遂に至り、被害者にその関係で全治約10日間を要するけがを負わせた。その被害者のポーチを無理やり取ろうとしたけれども、被害者がポーチを手放さなかったので、強盗の目的を遂げなかったという強盗未遂のようです。

先ほど、すんなり私がやりましたということは言われなかったようなんですけれども、つまり起訴された事実とちょっと違うようなことを言っていたと、こういうことなんでしょうかね。

**裁判員経験者 1**：そうですね。確認をされて行くんですけども、その際にそれと違うかったような気がするとか、そういう発言が多々ありまして、ほんなら認めてへんのかなと思ってたら、最後はその女性の言うとおりのや、結構ですという。

**司会者**：最終的には被害者が言ってるようなことで、犯罪が成立して間違いありませんというようなことに収まったと、こういうことでしょうか。

では続きまして2番の方をお願いします。

**裁判員経験者 2**：私は病院に勤務しております。今回2番の裁判に関わらせていただいたんですけども、事件内容としましては、隣人の騒音トラブルにおける殺傷事件、殺人未遂事件という形で起こりました。特に記憶に残ってるところは、その被告人が、加療中の方で在宅酸素を受けておられるということと、それから脳卒中を2回患われて。裁判そのものは検察側も弁護側も心神耗弱を基本にお話はされてたんですけども、本当にそうだったのかどうかというところはすごく疑問に思いましたんで、裁判中に質問させていただいたというのを記憶しております。

また、裁判が始まるまでに1年ほど経過がありましたので、そういった面でも被告人の変更点もちょっとあったのかなというところが少し感じられました。当時の状況と、裁判での発言であったり、そういったところに信ぴょう性が本当にあるのかなというのはすごく疑問に思ったのを記憶しております。

**司会者**：ありがとうございます。若干確認いたしますけれども、罪名としては殺人未遂ということのようでしたね。先ほどの隣人トラブルというのは御説明いただきましたとおり、かねてから住んでいる隣室の被害者が壁をたたくなどの騒音を立てていると思って、事件当日も幻聴を聞いて立腹して被害者の家に行って、果物ナイフで胸を刺して、幸い命は取りとめましたけども全治約2カ月

間を要する心臓刺傷の傷害を負ったということのようですね。そして、ここは争点ではなかったようですけども、心神耗弱は前提としながら、弁護人は殺意を争ったと。そして未遂で終わったんですけども、それはいわば中止未遂と専門用語で言うんですけども、中止未遂だというような主張をして、判決ではそれは取り入れられなかったということのようですね。

被告人が酸素を使ってる部分というところも判決書で少し出てくるんですけども、被告人の幻覚というものがなぜ生じたかというのが量刑理由の一部に書いておきまして、脳の疾患とかあるいは肺の疾患などから低酸素状態を原因として、酸素を普段から吸っていると。その酸素の関係で隣から苦情がくるというような幻聴を感じていたというようなことが量刑理由に書かれていますけど、そんな事件だったということでしょうかね。ありがとうございます。

じゃあ3番の方お願いいたします。

**裁判員経験者3**：私は今年の9月で定年になって、また新しい会社で仕事をやっております。

私の関わった事件は被害者の女性が顔を殴られたときの写真とかそういうのを見て、なおかつ被害者が裁判所に私らが裁判に立ち会ってる途中もずっとおられたんですけど、被告人は全く目を合わさずに挨拶もしないということで、普通入ってきたときに、その本人さんが自分が殴ったと分かっているんだから、もう少しは量刑を少しでも軽くしたいんだったら、挨拶ぐらいとか会釈ぐらいはやっぱりするかなと思って見たんですけど、全くしないので。普通はちょっとそちらのほうに向いたりもすると思うんですけど全くなかった。最後の判決の前の陳述でも、全く何か反省しているような感じに私は受けられなかったんです。私の目には全く反省が映らなかったということなんです。できるだけやはり広い心で何とか量刑を少しでもと思ったんですけど、残念ながら被告人が余りにもちょっと冷たいような態度に見えました。

**司会者**：ありがとうございます。どんな事案だったかというのは覚えていらっしゃいますか。

**裁判員経験者 3** : 仲間 3 人と組んで、あるお金持ちの金庫に 5 0 0 0 万のお金が入ってるという事件だったんです。それを盗もうということだったんですけれど、その金庫を探すことが彼らはできなかったんです。それで腹を立てたかどうか知りませんが、高級バッグとかを奪って、なおかつ被害者の顔を殴ったりして、それを持って逃げて、キャッシュカードを奪ってキャッシュカードでコンビニからお金をおろそうとしたんですけれど、暗証番号が分からずに、3 回、4 回やったんだけど、彼らはそのうちに捕まってしまったと。その奪ったバッグとかは売って、少しでもお金に換えたいんですけれど。それも結局はこの一人が悪いわけじゃなくて、仲間 3 人でつるんでやったことですからね。主犯格の人のことしか私は分かりません。前科もあって相当悪いことばかりされてきたということで、何か刑務所行くのが慣れてるような感じもちょっとうかがえたような感じです。

**司会者** : 若干確認いたしますけれども、罪名としては重たいものは住居侵入をして強盗傷人、強盗が、被害者に加療約 1 0 日間を要する頭部打撲などのけがをさせた。その被害者の娘さん名義のクレジットカード、これを使ってコンビニの A T M からお金を引き出したり、引き出そうとしたと。また、前科がある関係で、その A T M からお金をおろしたのが常習累犯窃盗という事件だったようですね。どうも手元の資料ですと、最初から全部認めてるわけではなくて、共犯者が先ほど 3 名と話にありましたけども、そのうちの 1 名とは共謀してないということを主張した事件のようです。ありがとうございます。

それでは最後に 4 番の方お願いします。

**裁判員経験者 4** : 私が担当しました事件は殺人未遂ということで、この事件では量刑を争うという事件でした。私はシステムエンジニアの仕事をしてるんですけれども、今回この事件に関わるということで、ぜひ参加してみたいなど、ちょっと前向きな気持ちで仕事の都合をつけて参加したという次第です。事件の内容としては、いわゆる嫁、しゅうとめ問題が大きく発展してしまったということで、普段から口論だとか言い合いだとか、お互いちょっと嫌だなと思って

るようなところがあったというところで。ある日飼い犬の扱いがよくなかったということで、嫁さんのほうが怒鳴りこんできたというか、何かを蹴ったりして、その蹴ったものが当たったというところで被告人が逆上してしまって、なぜか手元に包丁を用意してたというところで、それを取り出して思わず刺してしまったと。奥さんのほうに、やれるもんならやってみいというような挑発のような行動はあったようなんですけれども、やってしまったというような事件でした。お互いやっぱりお嫁さんの言い分だとか被告人の言い分だとか、なかなかみ合わないというか。ちょっと状況とかそれぞれ人の思いとかもあったんでしょう。でもやっぱり何となく状況が合わないというのがありまして。どう判断したらいいのかなというものが若干悩みではあったんですけれども。一応第三者の立場に立って、できるだけ公平に見ようと思いました。

**司会者：**ありがとうございます。若干確認しますけれども、被告人が高齢の女性ということでしたね。その被告人が、次男、次女の奥さん、それとその奥さんの子供2人と一緒に住んでいて、普段から口げんかするなど折り合いが悪かったところに、犬猫問題、また後で話していただければと思いますけれども、犬の扱いとか猫の扱いのところちょっとトラブルになり、被害者である次女の奥さんが被告人の部屋に行って口論となり、まず被害者がその部屋の中にあつたショッピングカートを押したら被告人の脇腹に当たった。被告人はそれに立腹して、脅そうと思って刃体の長さ約18センチの牛刀包丁を持ち出して刃先を被害者に向けた。すると被害者がやれるもんならやってみいやと言って、着ていた服をめくりあげて腹部を見せた。その態度に被告人が怒って腹部を1回突き刺した。幸いに命は取りとめましたけれども、加療44日間を要する腹部刺傷などの傷害を負ったという殺人未遂事件のようですね。

それでは、それぞれの方から事案の内容等御説明いただきました。前半では裁判員選任手続、あるいはそこに来るまでの御事情ということをご意見として聞かせていただければというふうに思っております。最近新聞等でも選任期日に来ていただける候補者の数が少なくなっているということが報道されて

いるところでした、いかにすれば選任手続に候補者の方が来ていただけるようになるのかと。そのための裁判所が行うべき工夫は何かという観点からの御意見をいただきたいというふうに思っております。その場面につきましては、大きく分けますと裁判所に来るまでのところで、前年の11月ごろですかね。候補者名簿に掲載されましたよ、来年1年間は裁判員として呼ばれる可能性がありますよというような通知が行き、そのときにどういう感想を持たれたか。あるいはもう既に裁判員について分かっておられたのか、ちょっと分からなくて、そこから何か勉強されたのかといった辺り。そして選任については具体的な事件の大体2か月前だと思うんですけども、2か月前ころに選任手続はいつですと。仮に裁判員等に選ばれますと、いついつ裁判がありますというような連絡が行くと思うんですが、今御紹介いただいたとおり、皆さんはお仕事をお持ちという中で、実際に裁判に来ていただいたということですので、その会社との関係とか、お仕事の関係でいろいろ工夫をされて来られたんじゃないかと思しますので、そこら辺のこういった形でスケジュール調整をしたのかといった辺りについてお伺いしたいと思います。

あるいは、最近、選任期日と裁判のスタート、これを同じ日にやるのか、別の日にやるのか。別の日にやるとしても例えば土日だけ空けるのか、1週間ぐらい空けるのかと、いろんなやり方がありまして、事件によっても違うんですが。候補者の方が来ていただきやすいようにするのなら、どういうことに気をつければいいのかという観点からいろいろ御意見をいただきたいというふうに思っております。また、裁判員の広報に関しましては、裁判所のホームページ等でいろいろな情報発信をしたり、あるいは出張説明会といって皆さんのところまで行って説明する。あるいはふれあい見学会といって皆さんに裁判所に来ていただいてそこで説明するというような情報は発信しているつもりではあるんですが、ここら辺がどの程度浸透しているのかなという辺り、場合によっては裁判員事件に実際に参加される前と参加した後でこんなことが意見が違ふ、感想が違ふというようなことをぜひお聞かせいただければというふうに思っております。

おります。

とりあえずどなたからでも結構ですが、裁判員選任手続に来るまでの間のところで、こんなことがあった、こんな苦労があったと、こういうことがあれば来やすくなるということなど、何でも結構です。

3番の方お願いします。

**裁判員経験者3**：私の場合は、裁判所から裁判員裁判の候補に選ばれたという通知が来て、その旨を会社に伝えましたけれど、会社は正直言うていい顔は全くしませんでした。一日抜けるぐらいだったら別にどうってことないけれど、何日抜けるのかも分からないということで、会社としては余りいい顔はしてなかったです。

それで、年が明けて、実際に何日に来てくださいうことで月曜日の朝10時に行ったら、約45名ぐらいの方がおられました。その中からどうしても都合の悪い方は一応理由を言うて帰られて、それでもまだ40名以上残ってそこから抽せんになりまして。まず当たるだろうなと思ったらきっちり当たりまして。その日のうちの午後1時からもう早速裁判が始まりました。もちろん会社には当たった時点で連絡を入れて、予定表見たら金曜日までということですので1週間休ませていただきたいと申し入れたら、忙しいときに困るねという嫌みの一つも言われました。それでもやっぱり国民の一つの義務だと思って、私は受けるほうが判断としては正しいんだと自分で言い聞かせました。やはり先ほど司会者の方言われたように、今少なくなってるいうことは、私のときはまだ多かったんじゃないかなと。私はさっき言うたように、もう一旦定年退職して今別の会社おるんですけど、今の会社は逆にぜひ行ってきなさいと、非常に好意的に今日も送り出してくれました。前の会社とえらい違いだなということ。今の会社は逆にそういう経験者が周りにいないということもありまして。もちろん前の会社もなかったんですけどね。今の会社はぜひしっかりと国民の義務果たしてきてくださいという社長からのお言葉もあってね、喜んで送り出してくれました。だから前の会社でも中には応援してくれる人おるんですけど

ど、トップがやっぱり嫌がってるというのはやっぱり出にくいというのが正直なところですよ。

**司会者：**ありがとうございます。3番の方の審理予定表を見ますと月曜日の午前  
に選任手続があつて、午後から裁判がスタートしたと。初日は検察官が請求し  
た証拠書類ですね、この取り調べがあつて、2日目には被害者の証人尋問を午  
前中に行つて、午後には情状証人ということで被告人の実のお父さん、その後  
被告人質問をやり、水曜日に論告弁論と云つて結審というところですよ。そし  
て、木曜日に評議をして、金曜日の午後判決ということのようだったんです  
が。まずスケジュールはこれでよろしかったでしょうか。

**裁判員経験者3：**はい。

**司会者：**月曜日から金曜日まで1週間ぶつ続けで、しかも選ばれてすぐ裁判とい  
うことだったと思うんですが、まずは選ばれてすぐ裁判と、ここら辺はどんな  
感じでしたか。

**裁判員経験者3：**何かもう自分自身選ばれたという時点で、もう諦めムードとい  
うか、本当にその朝何となく行ったら多分選ばれるというような気がしていたん  
ですよ。間違いなく自分では思うてましたからね。ただ、だから選ばれて、答え  
としては難しいんですけどね。

**司会者：**間、時間があつたほうがいいのかどうかという点はどうですか。

**裁判員経験者3：**私は午後から裁判が始まっても別に、間が空くよりはもう即始  
まってくれたほうが、やはり私も会社にも連絡した以上は、続けてやってくれ  
たほうが。だからよく新聞でも裁判員裁判でも、間を空けてやってるやつあり  
ますね。あれは私は逆に日にちを何日か空けて、また後でやるというのはね、こ  
れではやっぱり余計会社に迷惑がかかるので。逆に一週間おりませんから言う  
たほうが、私は楽だと思います。空けないほうがいいと思います。

**司会者：**後もう1点、一週間連続で会社をお休みになったということだと思ふん  
ですよ。最初会社のほうは余りいい顔しなかったけれども、最終的には認めて  
もらったということで。それはやっぱり3番さんがぜひ裁判員に行きたいんだ

というような形で会社のほうに言っていたということが大きいですかね。

**裁判員経験者 3**：そうですね。

**司会者**：ありがとうございます。他の方でこちら辺のスケジュールの都合なんかは御苦労とかありますでしょうか。

**裁判員経験者 2**：私は苦労がなかったほうかなというふうに思います。公的機関でもありましたので、職場長、それから管理課のほうへ確認しましたら、特別休暇で全然いいよとぱっと言われて。それも選任される日と、それから公判期日もしっかり書いてありましたので。もう公判期日のほうも全部申告しまして休暇を取りました。ただ、6名で勤務している担当制の職場でしたので、その面では私がいけない間の自分の仕事をあと5人に振らなきゃいけないというところで、ちょっと苦労はしましたけれども。出る分に関しては全然問題はなかったかなというふうに思います。

また、先ほど決まってからすぐさま公判に入ってということですけども、やはりそのほうが逆にこちらとしてはやる気で行ってましたんで、すごく入りやすかったかなというのと、できれば休む日が短ければ短いほど職場には迷惑かけないということもありましたんで、早く始まってくれたほうがよかったなというふうには思いました。

**司会者**：審理計画を確認しますと、2番の方も午前中に選任があって、午後にはもう裁判スタートということでしたね。スタートが水曜日、これがゴールデンウィーク前後ということでしょうか。

**裁判員経験者 2**：そうでした、はい。

**司会者**：手元の資料では、水曜日にスタートして、木曜日に被害者の証人尋問、そして午後には精神科のお医者さんの尋問、金曜日にはどういう立場の方か分かりませんが情状証人の尋問をやって、被告人質問をする。土日が空いて、月曜日に論告弁論をして評議に入って、木曜日に判決と、こういうことのようにだったんです。このとおりだったのでしょうか。

**裁判員経験者 2**：ゴールデンウィーク前でしたんで、ゴールデンウィークも休まなきゃいけなくなってしまったので、自分の担当患者さんにはかなり迷惑かけたかなというふうには思いました。

**司会者**：職場の理解といえましょうか、いろんな代わりの方がきちんと入ってくださった、こういうことが大きいんでしょうね。

後1番の方です。

**裁判員経験者 1**：私のほうも自治体ということで、裁判員制度が導入されたと同時にその選任された場合の特別休暇の制度がスタートしたというのがあります。それを使ったということは全然聞いたことがなく、まさか自分が使うとは思わなかったんですけども、それを使わせていただいたので、問題はなかったんですけども。実際仕事となると自分の担当というのは自分とあと一人とか、それだけでやってるといことがあったり、自分だけというの当然ありますので。休暇を取れる自治体の役目上そういうのを広めていかなあかんというところから、反対は当然ないんですけども、仕事は回るのかいなというところで、そこをやりくりするのが非常に、制度はあっても難しい部分。何かせなあかん。私の場合でいくと、日程的には短かったんですけども、3日、4日ぐらいですね。判決入れて4日ぐらいだったと思うんです。実際職場に戻ったりとか、職場から来たりとかいうこともやりながら、できるところは職場の人をお願いしたり、助け合っという形です。

あと日程的なものでいいますと、大分前から名簿載りましたよ。名簿載ったときは確率とかも書いてあったりするんで、なかなかの確率なんで出たいなと。そこからだんだん確か2月か3月かぐらいに手続来てくださいよ。ただ行っても何分の1かですよ。2月、3月なんで議会とかもあって、えらい時期やけど、今と違うんだったら行けるかな、制度あるし、いうことで。こうやって、こうやったら当日行けるなって思ってたんですけども。4月1日に異動になりました。異動になるとものすごく忙しくなるんで。どうしようかなと正直思いました。挨拶周りにあちこち行きますし、仕事も新しくなってますし、前

の仕事のやつもあるし。ただこの4月の事件となると、自営業の方とかもいらっしやるし、サラリーマンでも異動の時期というのは違うかもしれませんが、4月は結構必修であったりもしますので、4月というのはちょっと異動とかあると、突然来られへん人も多くなるんちゃうかなとそのときに実感をしました。何とか貴重な機会ですし、参加したいと思っていったんですけども、なかなか異動が不意をつかれてちょっとしんどかった面があります。選任手続が金曜日やったんで、週明けからということやったんですけども、私の場合は間で土日というか一旦インターバルがあったということで、心の準備もあったし、自分で調べたりとか、ネットで調べたりとかいうのをやって、空いたほうがよかったかな。ただ、今先ほど皆さんがおっしゃったように、全く何もない間が空くというのは、仕事をしている関係上、すごい不都合が多いやろなど。土日やからいいとして、やっぱり一定の塊で取るというのが仕事を休みやすいです。2日行って、次に間何日か空いてというのが一番多分困るやろなど。仕事のやりくりしながら思っていました。

以上です。

**司会者：**審理予定表を拝見しますと、金曜日の午後選任があり、今御説明にあったとおり土日休みで月曜日の午前中から審理が始まったようですね。そして、月曜日の午前中にはほぼ証拠書類の取り調べは終わって、その日の午後から情状証人ということで、手元の書類ではお二人、被告人の元上司とお母さんということのようです。そして、被告人質問もやって、火曜日の午前中にもう論告弁論ということのようだったんですが、その御記憶でしょうか。論告弁論を行った後評議に入り、水曜日にも評議の時間で、木曜日の夕方に判決宣告と。こういうことでしたでしょうか。

今のお話の中で、仕事のスケジューリングという意味では、3月までのお仕事を前提に4月大丈夫なように算段されて、その後に異動が決まったということからすると、かなりこの仕事の算段も大変だったんじゃないかと思うんですけども。そこら辺は何かやりくりしていただいたということなんでしょう

か。

**裁判員経験者 1**：思っていたやりくりが全部ペアになったので、4月になってから新しい仕事のほうも分からない中でそのやりくりをせなあかんし、ほんまにこれで大丈夫なんかなというの、その当日とかもずっとあって、連絡を取りながらやったという形ですね。

**司会者**：実際裁判員に選ばれた、あるいは選ばれそうだとということになってから、ネットで調べたとおっしゃいましたが、どういう点が不安になって、どういうものを調べたということなんでしょうか。

**裁判員経験者 1**：まずどういう役割をせなあかんかなという、本当に基礎的なところからですね。どういうものを見るのか、流れはどうか、仕事のやりくりつけるためには大体どんなことがあって、どれぐらいの日程を要するものなのか、先ほど言うてた飛び石になったりすることもあるかなとか、そういうことを調べていました。

**司会者**：調べた対象はどういったものを。裁判所も準備しているところではあるんですけど、裁判所のホームページなのか、それ以外のものなのかといった点はどうでしょうか。

**裁判員経験者 1**：裁判所のホームページもあるんですが、テレビで弁護士の先生が裁判員制度について説明しているやつとかも出てきましたんで、そういうのも見ました。

**司会者**：ありがとうございます。それでは4番の方もよろしいですかね。選任期日に来るまでの御苦労ということをお聞かせいただければと思います。

**裁判員経験者 4**：私の場合は、名簿に載りましたよという連絡が来たときに、特に誰にも相談せず、あ、来たんだなという感じで過ごしていました。決まったものではないというふうに思いましたので、それを意識してスケジュールの調整を今からするのどうかなと思いましたんで、普段どおり過ごしていました。実際、じゃああなた裁判所に来て選任手続きしますよと連絡がきたときに初めて会社の上司に報告しまして、いついつ休みますと。もし決まってしまった

らそこからまたいつ行く，ちょっと会社いませんということを相談しまして。うちの会社でも初めてのことだったようなんですけども，一応快く了解してもらえたということでした。当日選任で，幸か不幸か当たりまして，金曜日に手続をして，翌月曜日から審理ということで，土日空いてたんですけども。私の場合は，選任手続から実際本当に始まるまでが日が空いたほうがいいのかと思っています。と申しますのは，私の今の仕事上の立場上，ある程度自分でスケジュールの調整をして，客商売をやってますのでお客さんとの日程的な調整をするというのがあるんですけども。選任手続の段階では今日本当にこれから1週間拘束されるかどうか分からないという状態ですので，じゃあこの一週間で仕事なのか，こちらの裁判員裁判なのかというのがちょっと判断つかなくて。スケジュールの調整がちょっと難しいというふうに考えまして。決まったのが分かればもうそれに向けて調整はできる。できないこともあるかもしれないですけど，できるんじゃないかというふうに考えますので，選任手続から2週間ぐらい空いて始まったほうが，スケジュールの調整もできるのかなというふうに思いました。

**司会者：**確認いたしますと，4番さんは先ほどもお話にも出たとおり，金曜日に選任があって月曜日からスタートのようですね。月曜日の10時から証拠書類の取調べが始まって，まず審理全体として先ほどいろいろ登場人物をお話ししたんですけども，審理予定表では証人としては4人予定されておったようで，被告人の次男，被害者で被告人から見れば次男の奥さん，そしてその子供2人ということで，警察官も合わせますと5人ですけども，これはそのとおり5人とも証人尋問したということでしょうか。そして流れとしては，1日目の午後からまず次男の証人尋問を行って，2日目火曜日午前中は被害者ですね。そして午後に子供2人の尋問をやり，ちょっと予備日を置いて警察官でありますとか，あと被告人質問をやり，金曜日には論告弁論。審理予定表だと金曜日の午前中に論告弁論が行われて，金曜日の午後から評議ということになっています。予定表上ではその後月曜日，火曜日丸一日評議をとって，水曜日の午

前中に判決宣告ということになるようですが。これは評議なども含めてこのスケジュールどおりだったんでしょうか。

**裁判員経験 4**：この審理計画案のとおりでほぼ推移しました。水曜日は予備日となっておりますけども、この日は評議はなく予備日でした。

**司会者**：評議は金曜日の午前から午後にかけてと、月曜日、火曜日と2日として水曜日の午前に言渡しと、こうですね。今のお話の中で、選任期日と公判初日を分けるかどうかという点で、4番さんは調整のしやすさという観点からすると、そこは空いたほうが自分としては調整しやすかったかなと、こんな印象持たれてるということでしょうかね。

先ほど1番さんが裁判が終わってから戻って仕事をしたというようなお話もあり、私が担当した裁判員の事件でもその丸一日丸々お休みという方もいらっしゃいますし、職場が近いんでこれからまた仕事行くんですわという人もいらっしゃいました。1番さんからは伺いましたが、ほかの方はもう丸々そこはお休みになられたのか、あるいは夕方から戻ってお仕事になったとか、あるいは朝仕事してから来たとか、そこら辺いかがでしたでしょうか。どなたでも結構ですが。

**裁判員経験者 2**：特別休暇丸一日取ってましたんで、休みは休みで取ってたんですけど、ちょうど月末だったので、請求業務が入ってたので、どうしてもそこは出なきゃいけなかったんで、終わってから職場へ向かってちょっと仕事をしました。

**司会者**：4番の方はいかがですか。

**裁判員経験者 4**：私の場合はもう本当にこの審理計画の日は、これでもう休み。ただ、予備日が本当に空いてしまったので、この日だけ出社して。もともと休みのつもりだったので、ここは仕事がないんで、他の同僚の仕事を手伝いをしたということです。

**司会者**：3番さんはいかがですか。

**裁判員経験者 3**：私のところは、特別休暇いう制度がないものですから、全て有

給休暇で処理してくれと会社のほうからぴしっと言われてまして。だから有給休暇取るんだったら会社へ戻る必要ないという判断で、裁判所のほうからも5日分の日当出るので。有給休暇は40日持ってますから、別に4日使おうが1週間使おうがどうってことないので、有給処理で終わらせました。

**司会者：**1番さんからネットでいろいろ調べたとか、裁判所のホームページも一部御覧になっていただけたようなんですけれども、この裁判員制度に関する裁判所からのいろいろな情報発信、大阪地裁のホームページとか最高裁のホームページを含めてやっているところではあるんですが、そこら辺についての御感想とか、もっとこうしたいほうがいいという御意見があればぜひいただきたいんですが、いかがでしょうか。

**裁判員経験者3：**私は梅田の本屋に行って、裁判員裁判についての本を買いました。まだ選ばれてないんですけれど、何となく自分で言うたように選ばれる可能性が高いと自分で判断したもんですから。ネットで調べてもいいんですけど、本屋に行けばもっといろんな種類あるかなと思って行ったんですけど、あんまりなかったですね。それでもその中で一冊、裁判員裁判のあらましのことが載ってる本を1冊購入して、一通り予備知識じゃないんですけれど、こういうもんなんだなというのは一応頭に入れたつもりです。

**司会者：**御記憶があれば、どういう立場の人が書かれたものかというのは覚えていらっしゃるでしょうか。弁護士とか学者とか、それ以外とかあるんですけど、そこはあんまりちょっと覚えていらっしゃらない。

**裁判員経験者3：**そこまでちょっと覚えてないですね。

**司会者：**ほかに裁判員広報などについて御意見があればぜひいただきたいんですけども。そもそもホームページでいろいろ裁判員制度について載ってるというのは御存じでしょうか。1番の方から順番に。

**裁判員経験者1：**裁判所のホームページは、裁判員裁判、裁判員ということで検索をすると結構出てきますので、裁判所のホームページには当たりやすかったです。ただ、検索サイトに裁判員と打ち込む人がどれぐらいいてるかということ

ころでいくと、それには、まず、せなあかん状況に置かれた人でないと、なかなかそこを見ないということがあります。私は自治体っていう仕事の関係上、裁判の関係もすることがございますんで、そういうところで話が出てくれば、当然情報にアクセスしていくのですけれども、そうでない場合は幾らホームページを整えていても、なかなかみんなけえへんやろうなという印象がすごくあります。そういう方に見てもらうためにどうしたらいいかというのは、なかなか思いつかなかったんですけれども。CM流すとか、そんな、こちらが打って出なあかんものになるんかもしれませんけども。ものすごい数の人を名簿に登載したら、みんな自分から見にくるかもしれません。そういう積極的な発信の方法というのが課題なんだろうなと思いました。

**司会者：**2番の方いかがですか。

**裁判員経験者2：**まず裁判員になって、裁判員の候補者に登録されましたいう1月ですかね、自宅に通知が来まして、多分その中にちょっと簡単な冊子が入ってたと思うんで、大体イメージをそれにつけたんですけども。本来なら裁判員ってどんなもんかって調べるのがいいんでしょうけど、私は逆に調べなくて、実際裁判員になればいろいろ教えてくれるやろうし、また制度的に言って、素人って変な言い方ですけども、あんまりそちらに関係のないものが、本当に一般の意見を取り入れるという形でされてるかと思しますので、逆に余りそういった情報を得ない状況下で裁判員にならせていただきました。なので余り調べなかったのかなというのと、余り困らなかつたかなということです。あと実際に裁判員に選ばれて進める中では、ちょっと終わってから時間がありましたので、1階のロビーにある説明のビデオですね、あれで何回も何回も同じように見ていました。本当に審理そのものは裁判官の方がすごく適切に進めていただいたので、分かりやすかつたし困つたという感じは全然なかつたです。

**司会者：**事前にそれほど裁判員制度について調べなかつたけれども、困らなかつたということでしょうか。

3番の方は先ほどお伺いしましたので、4番の方いかがですか。

**裁判員経験者 4**：私も特に調べなかったというのが実態です。テレビの番組で裁判員裁判に関しての特集をやっていたんですけども、それをたまたま目にしたんで、ああこういうものかというのが分かったので、それでよしとしたんですけども。私も当然全然世界が違うところなんで、余り勉強して何か知識を得ても仕方がないと言いましょうか、先ほど2番の方おっしゃったことなんですけど、やはり一般の見方の意見を取り入れるというふうに思いましたので、逆に私も余り勉強せず調べもせず、本当に冊子をちゃっと読んだとか、そのぐらいでした。

**司会者**：公判審理の話はまた休憩を取った後に話したいと思ってるんですが、そういった事前知識はそれほど得られなかった。公判も先ほど確認したとおり結構長いんじゃないかなと私自身思ってるんですが、裁判を実際御覧になってみて、何かもっと事前にやっとけばよかったかなというようなことは思わずに不都合なく済んだということでしょうか。

**裁判員経験者 4**：実際この審理計画案を初めて拝見したときに、長い短いがよく分からなかったのもそうなんですけども。ただ皆さんの事件を拝見しますと、ちょっと長目だったのかなと思います。ただ、裁判官の方とかもそれぞれ区切って分かりやすく説明をしていただいたので、特に事前の知識がなくても困らなかったなという印象です。

**司会者**：選任手続に来られるまでの状況はよく理解できました。もう一点、選任期日について若干だけ御意見いただければというふうに思っております。伺いたいこととしましては、選任期日で裁判所の職員、あるいは裁判長なりが皆さんにいろいろ御説明することになってると思うんですけど、そういった説明の分かりやすさとか、あるいは待機時間。皆さんの場合はその後選ばれましたので、あとは裁判員としての仕事ということになりましたけれども、そこに至るまでの待ち時間の適否とか。あるいは、質問の方式で、これはいろいろなやり方があります。個別に聞いてほしいと言われる方、あるいは裁判所のほうからこの人は個別に聞いたほうがよからうと思う方は個別に聞くんですけど、それ以

外の方につきましては、待合室で一括で聞くという一括方式というやり方と、6人ずつぐらいのグループに分けて隣の部屋にお呼びしてお聞きするというやり方があります。前者の一括方式につきましても一回の質問で終わらせるというやり方と、一括と言いながら一人ずつ聞いていく、大きな待合室で一人ずつ聞いていくというやり方がありまして、私は堺支部では一括方式の中の一人ずつ聞いていくというやり方をとっていきまして、本庁に来てからはグループ質問をとっております。その二者ですと、時間の関係ではそれほど変わらない。一括で一度に聞くのが一番短時間で終わるんですけども。待ち時間の関係、あるいは、仮に何か御事情があり、個別ではなくて意見の言いやすさなり、質問のしやすさといった辺りから、どちらのやり方がよかったのか。皆さんはどちらかしか経験していないので、なかなか比べることはできないと思うんですけども。ちなみに御記憶があれば、どういうやり方だったのかという辺りをお聞かせいただければと思います。

今度はじゃあ4番の方から。覚えていらっしゃるでしょうか。

**裁判員経験者4**：私の場合は、まず全員集まったときに被告人の名前が出て、この人知ってますか、どうですかという質問があるだけだったように思います。その後に裁判長から個別に聞きたい人があるということで何名か呼ばれて、別室に行ってそういう質問をしていたと思うんですけども。その間私は本当に手持ち無沙汰で何もすることなく、ちょっと待っててくれと。一人何分かかかるかな、何人呼ばれたから大体1時間だとか、2時間だとかもうちょっと待っててくれというようなことでした。ちょっとその時間が無駄なような。だから裁判所から個別に聞きたいことがあるという人は多分事前に分かってるのかなと思いますので、例えばその人だけを先に呼んで、その間には個別の事情を聞いてから、他の人と合流というか、そういう形でやってもらえると、より時間の効率になるかなというふうに思いました。

**司会者**：グループで聞かれた御記憶はないということですね。事前に全部分かりきればいいんですけども、当日になってからその個別に聞くかどうかというこ

とを判断することもあって、多分今の御意見はこの時間をずらしてもらえれば待ち時間が短くなるとこんな御意見だったんでしょうね。

3番の方はいかがでした。覚えていらっしゃるでしょうか。

**裁判員経験者3**：私の場合は、裁判所の新館に呼ばれて、私が43番という番号だったんです。あと残り2人、私は最後のほうだったんですよ。45人。それぞれ5人ずつ別室に呼ばれて、いろいろ簡単な一言か二言の質問ですけどね、それを受けて、受け答えして、席に戻って待ったら今度ボードに選ばれた人の番号が出て、そのときに私の番号が一番最後だったんですけどね、43番というの出て。だから5人単位で確か呼ばれたと思います。

**司会者**：その5人単位で呼ばれたときに聞かれたことを大部屋で一斉に聞かれても特に支障はないというような御感想だったんでしょうか。

**裁判員経験者3**：そうですね。それが裁判にどう影響するかという質問ではなくて、裁判員になって何か困ることありますとかか、そういう簡単なことだけでした。

**司会者**：分かりました。2番の方はいかがですか。

**裁判員経験者2**：事件に関する粗筋を聞いた後に、記憶間違いがあるかもしれませんが、まずは個別に希望される方を先に呼ばれたかと思います。それをずっと待った段階で、その後グループごとの質問という形になったかと思います。グループでの質問も、全体で言われたりしてもそんなに差支えはないやろうなと思うような質問だったかと思います。

**司会者**：1番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者1**：私の場合は、大きな部屋のところにみんな座って、そこで前にモニターがあって、モニターのところに被告人の名前でいうか、いろんなものが出て、アンケートみたいな何かを書いて、被告人と関係あるとかか、それを答えた。個別に考慮する事情がある人とはということで、よその部屋等にその個別に呼ばれてはって、そこで質問とかをされて、席に戻ってきはったというような記憶があります。それもそんなに待って、すごい時間がかかったという印象

は私のほうではなかって、モニターに自動車教習所の落ちた、通ったみたいに番号がぱっと出て、全体的にシステムチックに進んでるなというイメージは持ちました。

**司会者：**ありがとうございます。よろしければここで休憩をとりたいと思います。

(休憩)

**司会者：**休憩の後は量刑事情に関して当事者の主張立証、どういう裁判、どのような証拠調べが行われて、それを踏まえて検察官は論告、弁護人は弁論というものを最終で意見を述べます。そういったものが、そもそも分かりやすい証拠調べになっていたんだらうか、それを踏まえた分かりやすい主張、論告弁論になっていたんだらうかといった観点からの御意見を頂戴したいというふうに思っております。あるいは裁判所の評議というところで、評議の秘密に反しない程度で、うまくきちんと議論ができたのかといったような辺りの御意見をお聞かせいただければというふうに思っております。

その議論をするまでいくつか確認をしますけれども、まず1番さんの事件で、手元の資料では弁護人の意見のところ、最終的に弁護人が求める判決はどのような判決を求めるかというのは、白紙になっていたんですが、ここは何か具体的な懲役何年という意見を言われたのか、寛大な判決をとというような話だったのか、覚えていらっしゃいますでしょうか。

**裁判員経験者1：**ちょっと細かいところまでは覚えていませんが、寛大な刑をとということだったと思うんです。

**司会者：**具体的には数字の意見は言われなかったという御記憶ですね。

**裁判員経験者1：**はい。ちょっと間違ってるかもしれませんが。

**司会者：**2番さんの事件は隣人トラブルの事件で、心神耗弱が前提となって、殺意の有無と中止未遂が争われましたけれども、弁護人は執行猶予を求めている

ところ実刑になったようです。2番さんの事件の関係では、心神耗弱は双方前提とした上で、精神科のお医者さんの尋問がなされたようなんですが、これはなされたんですね。

**裁判員経験者2**：直接させていただきました。

**司会者**：その関連で、先ほどいろいろ質問されたとか、そういう話でしたか。

3番さんの事件は、弁護人は寛大な判決をとということを弁論で言っていたようです。

4番さんの事件は弁護人は執行猶予を求めましたが、懲役の実刑になったということよろしいですね。

それを前提にしまして、それぞれどのような審理が行われたのかというのは審理予定表に書かれているところなんですが、分かりやすい審理だったかどうか、検察官、弁護士の意見が、最終的に評議をする上で分かりやすいものだったかという点をお聞かせいただければというふうに思っております。

休憩前は私ばかりしゃべってございまして、裁判官や検察官、弁護士の方々に発言する機会を与えるのを忘れてしまったので、後半の部分につきましてはぜひ、特に検察官や弁護士のほうから4名の方全員に対して、あるいは何事件についてどうだったでしょうかというような形で質問していただければというふうに思っております。

とりあえず検察官からいきますかね。

**吉川検察官**：検察官のほうから質問させていただきます。

量刑事情に関する当事者の主張立証ですけれども、最終的に論告という形で、情状に関する事実に関して検察官の主張を聞く前に一番最初に思われていた、その情状に関する、皆さんのイメージされたものと、検察官もしくは弁護人が主張した情状に関する事実関係というのは大体一致されていたのか、それとも、あれ、違っているなという印象だったのか、どんなイメージだったでしょうか。

**裁判員経験者1**：弁護人からはいろいろな情状、減刑というんでしょうか、嘆願

書であったり、示談してますよという書面であったり、それから本人の謝罪文もありましたし、そういうものを見せていただいたり聞かせていただいたりしたんですけども、何となく被害者の方ができる限り寛大な判決をと求めてはるというのは、結構意外だったんですね。裁判にまでなってるのに被害者の方が寛大な刑をと述べているのは、非常に意外でした。実際に、結構そういうのは採用されるというか、考慮されるのかなというのはあったんですけども、そんなに考慮されたような感は最後なかった、そういう感想がありました。上司の方とか母親の方、この辺の証言もいろいろ出てきたので、思ったよりは考慮されてないようなイメージを受けました。

**司会者：**補足といいましょうか、量刑理由を拝見しますと、1番さんの事件につきましては、被害者は被告人と示談を行い解決金を受領し、被告人に対してできる限りの寛大な判決を望む旨、及び一日でも早く社会復帰してほしい旨を明らかにしているということで、こういったものが証拠調べでは出てきたということですね。量刑理由にも書かれておりますので、それは配慮、考慮はしたという話と、あとは私からも質問といいましょうか、1番さんの事件では被告人の元上司の方とお母さんを情状証人という形で証拠調べをしたようなんですが、それはやっぱり2人とも有用だったということだったんでしょうか。いろいろな感想をお持ちなんじゃないかと思うんですが。

**裁判員経験者1：**率直な感想でいうと、御本人、被害者の方がどう思ってるかというのが一番かなというふうに思っていましたので、むしろ被害者の嘆願書、示談とか、そういうところのほうが重くて、この上司、母親っていう被告人側の話というのは余り心にも残らなかったというのは事実です。そういう意味では1人とかでもよかったのかもしれないですね。

**司会者：**個々の弁護士のやり方がありますがけれども、弁護士の的には心に残るような尋問をするようにということが課題なのかなと思います。栗林弁護士は、何か質問はありますか。

**栗林弁護士：**余り印象に残らなかったということなので、もう覚えてないかもし

れないんですが、その上司の方とお母さんというのは被告人とは関わり方が違うわけですね。そういった意味で、お家で今までどうだったか、あるいはこれからどうしていくかという話と、職場の上司がこれまでどうだったか、どういう人なのか、今後どうしていくのかというお話をするのは、弁護人のほうからすると、違った角度からまたお話を聞いてみたいと思うところなんですけど、そういったところの違いというのは聞いててちょっと分かりづらかったんじゃないかな。

**裁判員経験者 1**：まず母親のほうは、被告人の今後の生活とか全般の後見というか、見ていきますよというか。上司のほうは、事件までということになるんですけども、同じ職場で働いていて、被告人は事件当時はかなり泥酔してということもあったので、勤務中は本当はしっかりなされている人だという証言内容で、どうか寛大な刑をとというようなイメージだったので、切り口としては違う切り口で被告人を擁護しようっていう意図はよく分かりました。

**司会者**：続きまして、最初の検察官の質問の関係で2番さんに回していきますけども、手元に残っている資料としては、論告メモという検察官がつくった紙、そして弁論メモあるいは弁護人の意見という紙の形でしか残ってませんので、実際のそのプレゼンといいましょうか、現場での、どういう形でこういう主張があったのか、そして紙ではこうなってますということで若干のずれはあるのかもしれませんが、その検察官の論告あるいは弁護人の弁論、一番最後の場面の主張ですね、これが分かりやすいものであったかどうかみたいな感想とか、あるいは書面化するならこんな工夫が必要だとかいう御意見もあれば、それも踏まえた上で一番最初の検察官の質問に戻ろうと思ってますけども、2番さん、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：公判中にすごく疑問に思ったのは、被告人が事件を起こした時期と、それから裁判の時期です。1年遅れて裁判されたわけなんですけど、当時の状況と同じ状況下だったのかというのがすごく疑問に残りました。というのは、御病気をお持ちでされてたということと、それから十分な治療を受けて

裁判に臨まれているかどうかというのが一つありました。

裁判に入る前なんですけども、心神耗弱という言葉は事件に対する責任能力があるのかなのかということよく使われるかと思うんです。何か事件が起きて、そういう言葉が出てくるたびにどういうふうにして判断するのかなというのはすごく思っていましたので、公判中も精神科医の証人にちょっと質問をさせていただいたんですけども、双方、弁護士と検察官側も心神耗弱を言われてたんですが、何をもって、器質的にというふうに記載はあるんですけども、本当にどんな状況だったのか、本当に責任を感じないような状況だったのかどうかというのは、本当に最後までちょっと揺れ動いたというのは記憶しています。

**司会者：**今回、精神科医の方の証人尋問をされたということで、形だけ見ると責任能力は特に争われてなくて、検察官も弁護人も心神耗弱を前提に、殺意とか、さっきの中止未遂ということは争点のようだったんですが、責任能力は争点ではない。ただ、被告人の病気、これが恐らく量刑にも影響するんじゃないかということで、精神科のお医者さんの尋問をしたということになると思うんですけども、そういった2番さんの思われた疑問、あるいは量刑を考える上で、この精神科のお医者さんの証人尋問というのは役立ったんでしょうか、ということ伺いたいです。

**裁判員経験者2：**まず疾患的に考えて、もともと脳卒中を2回起こしてますよと。それから、それに附随して出てくるとすれば脳の疾患がどうなったのかどうかというのがすごく疑問に思いました。それともう一つは、御病気を持っておられるということで、在宅酸素を夜間も使ってられたんやけれども、この方というのは隣人の、結局被害妄想だったとは思いますが、うるさいというふうに感じられて夜間は止めておられたと。つまり夜間ずっと低酸素の状態で過ごされていたというところが問題だと思いました。それによる影響は本当になかったのかどうかというところを分けて考えられるかなと思って、それで証人にも質問させていただいたんですけども、証人との面接における対

応であったりとか、やりとりがちぐはぐであったとかいうことがあったんですけど、その前提となる状況が本当に正しいやりとりができているのかどうかという判断について、分けて教えてほしかったなと思います。

**司会者：**では、引き続いて同じような形で3番の方、一番最初の検察官の質問、あるいは論告弁論が分かりやすかったかどうか、審理は分かりやすかったかどうか、そういった辺りはいかがでしょうか。

**裁判員経験者3：**私の事件は、弁護人が何かもう一つ正直言ってやる気があるのかないのか、何か分からないような状況だったんです。弁護人の最終的な弁論に書いてますけれど刑務所に出たり入ったりということで、これで情状酌量と言われても、何回も入る人に情状酌量、果たしてね。仕事だから、弁護人がそ言うてんのか、ちょっとその辺は分かりませんが。

それともう一つは、同じく弁護人が書いてるように、被害についてはお父さんが手助けすると。現在手がけている大規模事業が軌道に乗れば、できる限りの被害は弁償と。これ、絵に描いた餅じゃないかなと私は思いました。やっぱり今現在お金があって返すんだったら、まだ私はもう少し分かるんだけど、今の仕事が軌道に乗ればですからね。これ、乗らなければ一転、一切返さないということになるんですよ。だからその辺もちょっとね、弁護人からもう少しきっちりと証拠的なことを記していただいたら、私らもこの判決がもう少し変わったかもしれません。

本人も反省してるということですけど、さっきも一番最初に言ったように、目の前で被害者の方に目も合わせずに入ってきてるという状況も踏まえて思ってるんですけどね。

**司会者：**ちょっと2番の方に戻るんですけども、3番の方の事件の弁論要旨というのは、A4で3枚、文字情報が書いてあると。実際のプレゼン、裁判のときにやったものというのは、この弁論要旨を読み上げるというような形だったのでしょうか。

**裁判員経験者2：**そうです。

**司会者**：他方で検察官はA 3， 1枚ですかね。A 4では2枚に当たりますけども。これも文字情報が多いですけども、分かりやすさという観点からは、一応これ両方とも分かりやすかったのか、ちょっと分かりにくかったのか、そこら辺いかがでしょうか。

**裁判員経験者 3**：検察官の方の説明も、私らも初めての体験ですから、非常に専門用語的なことが出てくるので、ちょっと正直言うと、分かりづらかったです。

**司会者**：2番の方に戻るんですけども、2番の方の弁論メモ自体はA 4で6ページと、こちらは殺意や中止未遂が争われていたり、また他方で、判決でも認定されましたが、自首の主張があったり、そして量刑という形で、弁護人として言いたいことがたくさんあるからというせいでもあると思うんですけども、A 4， 6ページで、文字情報びっしりというような弁論メモになっています。

当日のやり方、実際のプレゼンが、そのままこのメモになっているかどうか分からないんですが、当日でのプレゼン、そしてこのメモを含めて、あと検察官のほうの論告のメモ、あるいは論告のやり方を含めて、その分かりやすさという観点からはいかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者 2**：弁護人の冒頭陳述という、少し大き目のものであったりとか。

**司会者**：冒頭陳述はA 4で2枚ですね。

**裁判員経験者 2**：はい。あるいは、論告メモという形のをこういった形で、文字だけではなくて、争点そのものに分けていただいて、箇条書きにさせていただいたので、すごく分かりやすかったかと思います。

ただ、一つ一つの中で少し、固執して申しわけないんですけど、その心神耗弱のところを裏づけるものがお互いに何か証拠が少なかったような気がして、すごく残念でした。

**司会者**：では4番の方、同じ質問ですが。

**裁判員経験者 4**：ここに冒頭陳述メモ、それから弁論メモ、論告メモというのが

ありまして、実際これ、私はこのときに拝見してるんですけども、実際その裁判の中でも検察官なり弁護人の説明は比較的分かりやすいな、専門用語はなるべく使わないような御配慮をいただいて、実際ここに書かれてる内容も別に分からない単語はそんななかったと思いますので、分かりやすいなというふうに感じました。

ただ、印象になってくるんですけども、この論告メモなり、弁論メモなりを拝見すると、片や一定の書式を使って記載いただいと、片やただ単にA4なりA3なりの紙に羅列されてるということで、ちょっとこのあたりで心証がちょっと変わるなという印象を持ちました。

**司会者：** 分かりやすさ、あるいは読みやすさという観点からの御感想だと思うんですけども、どちらがどちらとかいうのはありますでしょうか。

**裁判員経験者 4：** 検察官のほうが分かりやすいです。

**司会者：** そこら辺り、弁護人は一枚岩じゃないといった話は後でゆっくり栗林弁護士から御説明をいただければと思います。検察庁は割と組織として、ほかの例も活かしながらやれますが、弁護士会として統一は多分無理だとは思いますが、そこら辺りの率直な御意見をぜひまた弁護士会に伝えていただければというふうには思っています。

**裁判員経験者 4：** あと、弁護人が出してきた書類にちょっと誤字脱字が多くて、その点でも、本当に何か弁護する気があるのかとか、ちょっと極端なんですけど、こういう裁判の場なんで、せめて誤字脱字ぐらいは正していただきたいと思います。

**司会者：** 今、手元にある資料でいいますと、例えば弁護人の冒頭陳述メモには複数箇所誤字の訂正がありますし、弁論メモの記載で、被害者の後にまた「害者」が続くとかいうところですね。個々の事件でまた検察官から質問があれば、後でしていただこうと思いますが、全体の関係で栗林弁護士から、まず総論的なところ、御質問があれば伺います。

**栗林弁護士：** まず、先ほどの弁護人の書面、誤字脱字はやっぱりもっともかな

と私も思います。そこが本質ではないんですけれども、ぱっと目に入ってきたときの情報として、あ、間違ってるなという印象を持たれてしまうのは、やっぱり避けるべきですし、私たちもきちんと、いくら忙しくてもきちんとそういうところは気を配っていきたいなと思っております。

今までお聞きした内容と絡むんですけれども、特にまた2番さんと3番さんになってしまうかもしれないですが、弁論については、この長い文章をおそらく弁護人が読み上げたんだと思うんですね。2番さんの場合は冒頭陳述はおそらく読み上げスタイルではなくて、1枚のこのレジュメのようなものを見ながら弁護人が、検察官と似たようなスタイルでしゃべったんだと思うんですが、それについて、方法、やり方として、こちらのほうが聞きやすいとか、そういった印象、もしあれば教えていただきたいと思います。

**司会者：**まず我々は現場を見ていないものですから、この紙だけ見ると、2番さんの事件の関係で弁護人がやられた冒頭陳述と、最後の論告、ちょっと紙としてはスタイルが違ってるので、まずそもそもやり方、同じ弁護士がやったのか別の弁護士がやったのかも我々ちょっと分からない関係がありまして、同じような形でやられたけど、紙としてはこうなってしまったのか、スタイルが違ったのか、まずそこはいかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者2：**説明としては、この大きな形の、読み上げたというよりは、たしかこの冒頭陳述の大きい紙を一つ一つ説明されたという形をとられました。

**司会者：**冒頭陳述はそうですね。最後の弁論のほうはいかがでしたか。紙だと6枚になってしまっているのですけれども、御記憶があれば。

**裁判員経験者2：**すみません、そちらのほうの記憶がちょっと余り薄いのですが、多分、内容的には読み上げたというよりは、一つ一つの出来事に関しての箇条書き的に説明されたかなというふうには記憶しています。

**司会者：**あと、3番さんにも聞きましょうか。3番さんは弁論のほうは3枚紙で、文字情報が多いんですが、これを読み上げたんじゃないかということとし

て、弁護人の冒頭陳述のほうは、分量としてはA4、1枚ちょっとですけども、これから分かりやすさはちょっと感じ取れないんです、紙からはですね。口頭でのやりとりでの分かりやすさ、分かりにくさという点ではいかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者3**：弁護人の話としては、理解は当然我々も僕ら全員がね、何回も、何日も出て、やってるので、大体のことは分かるんです。弁護人は被告人を弁護する、助ける立場の人間ですから、できるだけ量刑を軽くして、まあこれは多分、弁護人も実刑は覚悟はしてたと思うんです。ですから、いかに量刑を軽くするかという形の話だけだと思うんです。

それともう一つ、検察官の方が、非常に若い検察官で、検察官の人も分かってやっておられるのか、やってないんかちょっとその辺が分からなかったんです。ベテランの人が一人ついて、若い人が一人だったらいいんですけど、二人とも割と若い検察官が二人ついたもんですからね。だから自分らのペースで話をするだけであって、私らの素人に分かるような言い方が余りされてなかった記憶が私にはあります。ですから検察官の方も、その辺をやっぱり考えて、二人出るんだったら一人はベテラン、一人は若手でという形のほうが、我々も、そして法廷内におられた方も分かるんじゃないかなと。もう一つ理解しがたかったのは正直言っていました。

**吉川検察官**：今、検察官のほうで分かりにくかったという御指摘いただいたんで、もし御説明いただければ、一つ先ほど用語ですかね、言葉を扱う専門家で難しかったというのがあったと思うんですけども、具体的にどういったような。

**裁判員経験者3**：いやあ、それは、そこまでちょっと覚えてません。

**吉川検察官**：例えば専門的な言葉を言ったときに、日常用語、例えば心神耗弱という言葉があるわけですけども、心神耗弱ですと、その言葉というのはつまりかくかくしかじかですという、たまに言い換えしたりすることもあるんですけども、そういった専門用語の言い換えもあまりなかったということでしょう

か。

**裁判員経験者 3**：もうそのまま説明されて。その心神耗弱じゃないですけど、もうそれだけで終わってます。だからそれに対する補足的な説明が全くなかったというのが正直な話です。

**吉川検察官**：ありがとうございます。それからあと、ペース的な問題としても、若い人が結構早口に話したり、もしかして間を置くところを置かなかつたりとか、うまくできない場合もあり得るんですけども、そこら辺どのようでしょうか。

**裁判員経験者 3**：そうですね、今思い返して、一応モニターを使っていろいろ証拠的なこととか、そういうのを見せていただいてやったんですけど、割と早口じゃなかったと思うんです。普通のペースでしゃべっておられたから、聞き取れることはできました。それ以外は特に検察官の方の印象的には余り残らなかった。弁護人のほうがむしろのんびりされてて印象が残ったような状態でした。

**吉川検察官**：ありがとうございました。

**司会者**：栗林弁護士から、今2番さん、3番さんにだけ質問しましたがけれども、1番、4番の方あるいは全体に対して何か御質問があれば。

**栗林弁護士**：そうしましたら、弁護人からの刑についての意見のあり方についてお聞きしたいのですが、弁護人がこの人には何年くらいがふさわしいと申し上げた事件もあるようですし、例えば、寛大な判決をと言っている意見もあるようです。1番さんの事件では、これは多分、執行猶予判決をという感じじゃないのかなと思ったんですが。

**裁判員経験者 1**：実際どういう求めをしはったのかははっきり覚えてないんですが。寛大なというか、おっしゃったように執行猶予ということだったかもしれないですね。

**栗林弁護士**：検察官が必ず、懲役何年っていう意見の言い方をすると思うんですが、弁護人は人によって、事件によってもあると思うんですけども、意見の言い方が異なる。何年にしてくれという言い方をしない、必ずしもしない弁護

士もいるようなんですけれども、そういった検察官と弁護士の意見の言い方の違いですとか、あるいは、寛大と言われても具体的に何年ぐらいか分からないから、例えば何年って言ってもらったほうが考えやすかったとかですね、もしそういう御意見があれば言っていたきたいなと思っております。

**司会者：**いかがでしょうか。2番さんどうぞ。

**裁判員経験者2：**正直余り覚えてないんですけれども、ただ1つは執行猶予をつけてほしいというふうな感じで言われたのかなというふうに思います。まず、殺人未遂なのか、傷害罪なのかというところの論点があったと思うんですけれども、それに対しては何かもうそこを突っ込んでいくということがなかったように記憶しております。

**司会者：**1番さんの事件が、もしかしたら執行猶予判決を求める意見だったかもしれませんが、そうだとすると1番さん、2番さん、4番さんの事件は、執行猶予を求めるという意見を弁護人側としては言っていたようで、恐らくは弁護人サイドからすると、実刑か執行猶予かが争点の事件だと。それで、実刑ではなくてまずは執行猶予をつけてほしいという形で主張したのかなというふうに思われます。3番さんの事件は前科とか犯行内容からすると執行猶予は難しいということで、弁護人としては懲役何年がふさわしいという意見を言おうと思えば言えたんじゃないかと思うんです。3番さんは、いかがですか。この紙だけ見ると寛大な判決をということで終わっていますけれども、弁護人としてこれぐらいの刑が妥当だという意見があったほうが、その後の評議などではやりやすかったのかどうなのか、どんな意見を言われるかにもよるんでしょうけれども、そこ辺りはいかがでしょうか。

**裁判員経験者3：**そうですね、検察官が求刑をされて、その後弁護人も話をされるんですけれども、特別に本当に何年とかいうそういう口ぶりではなかったですね。また、言おうとしなかったと思うんです。やはり先ほども言ったように、被害者の方の金品強奪の金額も大きいし、顔の傷とか心の傷とかいろいろな傷も相当被告人から受けておられますので、弁護人のほうもそこまでは言え

なかったんじゃないかなと。被害の弁償のこともまだ何も決まってない状態です。それでもし弁護人が言ったら逆におかしいなって感じますね、私は。

**司会者：**3番さんの事件の場合は、いろいろ弁護活動がまだ途上だと、特に、示談などは途上だということもあるので、そういう状態のもとで仮に何年と言ったとしても、もちろんその結果によりますけれども、必ずしもそれは採用といましようか、評議の対象になるかというところとそうでなかったのではないかと、そんな感じでしょうか。

**裁判員経験者3：**はい。

**司会者：**審理の関係でいいますと、4番さんの事件なんですが、家庭の事情のトラブルからの事件だということもあるので、それまでの経緯ですとか、あるいは証人にしてもそんな一人では済まないという事件なのかもしれませんけれども、警察官を除くと、先ほど確認したとおり、被害者、被害者の夫、被害者の子供2人、合計4人証人尋問したようなんです。この4人はそれぞれ役割の違いとかですね、4人とも調べてよかったのか、若干重複があったのか、そこら辺の印象はいかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者4：**実際家族の方が証人という形で出てこられて、おそらくそれぞれ夫の立場、子供の立場で証言をされたと思いますので、私は、家族の問題なのでそれぞれ家族の意見を聞いたということでこれはよかったかなというふうに思っています。

**司会者：**時間としてもそんなに長さを感じなかったということでしょうか。特に子供2人はいいんですけれども、被害者とか被害者の夫について、それなりの時間をかけて尋問しているので、必要性が分からないとかですね、同じようなこと聞かれると長く感じますし、ああ、これは必要だなと思えば残り時間を気にしないかなと思うんですけれども、時間の長さ的なものはいかがだったでしょうか。

**裁判員経験者4：**時間の長さは特に長いとは感じなかったですね。それだけ何かいろいろ確認をしないといけないことがあったんだろうと思い、実際そういう

確認をされていまして。特に長いとは感じなかったです。

**司会者**：ありがとうございます。

検察官あるいは弁護士のほうから全体でも結構ですし、御質問があれば。では、検察官どうぞ。

**吉川検察官**：全体に皆さんにお伺いしたいんですけれども、検察官と弁護人双方の情状の主張を前提として懲役何年かということを検察官が説明するに当たって、量刑ですか、他の事件の傾向とかをですね、論告のときに言うときもあるんですけれども、皆さんの裁判の場合はそういった主張、説明があったのか、なかったのかということ。それから、あったとしてその説明自体が分かりやすかったのかどうか。こういうふうな説明に加えてもう少し聞けていたら、後の評議の際も分かりやすかったんかなと、もしあれば教えていただきたいと思うんですけれども。

**司会者**：他の事件だとこれぐらいで、それから見ると本件はこれぐらいみたいなやり方も最近は特にやっていたりするんですけれども、皆さんの事件の関係で、検察官がした論告のところでそういった他の同種事案について言及されたというのはあったでしょうか。ちょっと資料だけ見るとなかったように見えるんですけれども、それはなかったということですね。仮定の話になってしまいますけれども、仮に今、検察官が質問されたとおり、他の事件との関係で、他の事件だとこういうものはこれぐらいになってますとかいう、そういった論告のやり方もあるんですけれども、ちょっと想像していただいていたかがでしょうか。もちろん中身にもよるんですけれども、皆さんが経験されたやり方と今ちょっと仮定の話でしているやり方について、分かりやすさの点からは。

じゃあ、4番さんからどうぞ。

**裁判員経験者4**：実際今回、検察官の求刑があって、それに対して他の類似の事件はこうだから妥当だとかそういう説明はなかったんですけれども、正直な話、年数というのが妥当かどうかという判断が我々ちょっとしづらくて、検察の方が何年です、弁護人の方が情状酌量をしてほしいとか、もっと減らしてく

ださいという主張はもちろんされるんでしょうけれども、それに対して我々が妥当なのかどうかという判断がなかなか難しくてですね、この年数に対して自分の感覚では多いのかな、少ないのかなというのはあったとしても、ちょっと妥当かどうかが判断は正直難しい。何年とおっしゃるならそうだろうなという感じですよ。

**司会者：**確認ですけれども4番さん、あるいは、他の方もそうなんですけれども、評議の中では裁判所は他の事例とか量刑分布グラフとか、あるいは、事例一覧、どの程度示すかは別にして、使うやり方がオーソドックスかなと思うんですけれども、4番さん、評議の中ではいかがですか、他の事件について、これぐらいの事件だとこれぐらいみたいな話は出たでしょうか。

**裁判員経験者4：**評議の中では、検索のシステム主体で類似の事件を検索いただいて、大体同じような事件では大体このぐらいというのを示していただきましたので、それからするとちょっと長いほうのものなんですけれども、そういうので評議の中で見せていただいて、そういうものも考えて決まったという経緯があったと思います。

**司会者：**他の方も、評議中でそういった分布グラフ、あるいは、事例。どこまで見るかは別にして、そういうのは1番の方どうでしたか。

**裁判員経験者1：**評議中に求刑をベースに高い場合と低い場合でそれぞれ、そういう場合ではこういう中身でした、こういう中身で導き出されていますけど、低い場合は多いですと。ということで高い分とそれから低い分それぞれの事例を何件かずつ見せていただいたので、それは非常にバランスをとるという上では参考になったのを覚えています。それは非常に役に立って、それまで喧々がくがくと話をしている中で一定方向性を見たのがそれがあったのかもしれないです。

ちょっと先ほどに戻るんですが、検察官の方がどれぐらいやけれども今回の場合はこうと、それに実際年数でおっしゃったかというのははっきり覚えてないんですけれども、この論告弁論を見ていただいたら弁護人の方が言ってるい

ろんな事情を考慮して、その分は我々も考えていますよと。その上で数字を導き出したということをおっしゃっていただきましたので、最初にそういうのがあったのかちょっと記憶が定かではないんですが、それに類するような求刑の展開、論理の展開というのをされた覚えがあります。

**司会者：**若干補足すると、検察官、論告メモのほうに被告人にとって有利な事情、あるいは、恐らくこの後の弁護人が主張するであろう有利な事情、これも踏まえて書いた上で、それも踏まえて検討して検察官としては懲役何年が相当ですよという意見のような体裁になっているので、要するに、被告人側に有利な事情も考えて検察官としては求刑として、懲役何年を求刑したということが分かったと、こういうことでしょうか。

**裁判員経験者 1：**そうですね。裁判中に弁護人が言うことを何ていうか1つずつ潰してはるといふのか、それが分かった上でこうこうというふうに理詰めで主張しはったような感じがありまして、それなりに求刑の年数というのも納得感がある主張をされていますと。

**司会者：**あとは、検察官、弁護士から質問等がありますか。では、栗林弁護士どうぞ。

**栗林弁護士：**今、1番さんの事例を見てみますと、判決書の量刑理由中に、こういった同種の事件の中でも軽い類型ということはいけないという記載があるんです。この犯罪だけ見ると、すごく悪いことをしていますよね。それで、普通にこれを見たときに、こういう類型の中で重いとか軽いとかそういうことをすんなりイメージできたのかどうかについてお聞きしたいなと思います。

**司会者：**量刑理由に記載されているのですから、最後に評議でまとまったところを表したものだとは思いますが、だから、評議を踏まえてということですかね、そういう他の事案との比較みたいなことはきちんとできたんでしょうかという質問だと思うんですが。

**裁判員経験者 1：**評議の中で誰がどう言ったということは言えないと思うんですけども、やはり被害者の方が嘆願書を出したりとかいう形で、非常に被害者

感情が和らいでいるというところがありました。それを重く見るのか、実際それをそういう犯罪をやってしまったということで厳しく見るのかという部分で、そこは事例とかを見せていただきながら、そういうのを数件というより結構見せていただいて、それと比較することによって妥当なところに落ちついたんじゃないかなというふうに思っています。

**司会者**：よろしいですか。ほかに御質問は。じゃあ、柴山裁判官どうぞ。

**柴山裁判官**：今、1番さんの最初に刑がどうやって決まるかということがよく分かったみたいなことをおっしゃられたと思うんですけども、その刑を、具体的な刑の長さをどうやって決めていくのかというふうな説明というのは大体どの辺りであったのか覚えていらっしゃいますか。こういうふうに刑は決めるんだよとか、そういうふうな説明とか、裁判官からあったかと思うんですけども。

**裁判員経験者1**：説明はいただいたんですが、ちょっとこの審理予定表の中のどの辺りで最初に話が出たかまでははっきり覚えていません。

**柴山裁判官**：評議の段階で初めて出た話ではないと思うのですが。裁判が始まってすぐの段階とか、あるいは、途中で刑の長さをこうやって決めるんだよというような説明があったかどうかというのはどうですか。

**裁判員経験者1**：比較的最初のほうにその話がありました。

**柴山裁判官**：それは結構分かりやすいものだったという感じですか。

**裁判員経験者1**：そうですね、最初に皆さんどう考えますかというような形で、自由に意見を言わせたというとあれですけど、議論を戦わせた後にこういう考えで考えたらどうですかという裁判官からのお話があって、それに当てはめてそれぞれが自分の考えを修正していくというようなイメージです。

**柴山裁判官**：2番さんは同じ質問になるんですけども、そういう説明というのはどの段階であって、どの程度分かりやすかったかという点、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2**：評議の中で一つ一つ論点が整理されてきたかなと。まず殺意が

あったのかどうか、あるいは、心神耗弱の状態だったのかどうかとか、そういういろんなファクターのところを先にそれぞれの評議の中に結論づけた上で、最終的に量刑をどうするのやというところを、話をまずこの事例ではこんな形ですよというのを一般論で話をされて、それに対して、例えば、執行猶予を受けるには何年以下ですよとそういう話も全部受けた上で皆さん考えられたと思います。

**柴山裁判官**：そういう説明はもっと早く聞いたほうがよかったとかそういったことはないですか。

**裁判員経験者 2**：逆に、聞いていると混乱していたかなというふうに私は思います。それぞれ一つ一つの課題そのものがなかなか初めての経験でもありましたし、一つ一つが本当にどうやったかというのを知りたかったですから、順番的には最適でした。

**司会者**：この事件の場合は量刑だけじゃなくて殺意とか、中止未遂とか、あるいは、心神耗弱もあった上での話ということだからですね。あと、3番さんも4番さんも何かしら刑はこう決めるんだという説明はあったと思うのですが、その分かりやすさはいかがですか。

**裁判員経験者 3**：検察官のほうはどういう考えで求刑何年というのを出したかというのは私らも分かりません。いろいろ細かく説明されて、そして、何年ですみたいなのだったら分かるんだけども、割と今思ったら端的に何年と言われた記憶があるんです。過去の犯罪がどうこう、もちろんそういう説明もありましたけれども、今回の事件については、何年で、過去刑務所に何回出入りしているというので何年になりますとかいう、そういう細かい説明はなかったです。

**司会者**：3番さんの事件は、論告メモを拝見しますと、こういう要素で重くなるんだとかいう形での記述はあるんですけども、それでなぜ求刑がこの年数なのかと。ここら辺りがちょっとつながりがよく分からなかったということなんでしょうか。

4番さん、最後になります何かありますか。

**裁判員経験者4**：実は私、今日見て分かった、知ったんですけれども、2番さんの事件と同じ裁判官の方が私、4番の事件をどうやら担当しておられるようで、先ほど2番さんの方がおっしゃったように、まずは事実はどうだという整理があって、後半にじゃあ、まず求刑を判断する前に過去の事例、同じような類似の事例はこうだから、今ではこれを参考にして決めていきましょうというやり方をされていまして、先ほど申しましたように、何年というのが適正かどうかというのは全く判断つかなかったものですから、そういう意味では非常に分かりやすいやり方だったと思います。

**司会者**：最後に参加された裁判官、検察官、弁護士から一言ずついただいて、この会を終わりたいと思いますので、柴山裁判官からどうぞ。

**柴山裁判官**：本日は、本当にお忙しいところありがとうございます。私も今年裁判員裁判をやっていますけれども、本当にまだまだ手探りというか、分からない面が多いんですけれども、こういった意見交換の機会とか、そういうことが非常に貴重だと思いますので、本当に今日はいろいろ勉強になりました。

それと、広報の関係ですけれども、皆さんせっかく参加されたんですから、できれば会社とかで、裁判員裁判はこうだったということをぜひ宣伝していただいて、これから参加する方にも、行ったらそんな大変じゃないなということなどがあれば、ぜひとも宣伝していただきたいと思います。

**司会者**：いろんなPR活動のやり方で、今、出張説明会といって、我々が裁判員裁判の制度説明に行くことがあるんですけども、本当にやりたいのは、裁判員を経験された方と一緒に我々がこうでしたよというのをやると、本当に実体験された方から話を聞いていただける。我々が言うと手前みそじゃないですけども、分かりやすいよと言っても本当かいなと思われてしまうかもしれません。実際に経験された皆さんも含めてこういったPR活動をやれると本当にうれしいなと思っていますので、またぜひ御検討ください。

では、検察官、どうぞ。

**吉川検察官**：貴重な意見をありがとうございました。また、庁に持ち帰って、今後の裁判に役立てていきたいと思っていますので、ありがとうございました。

**栗林弁護士**：今日は、大変参考になる御意見をありがとうございました。最後に言い訳のようになってしまうんですが、弁護士の弁護活動というと個々の弁護士の個性がものすごく出るんです。裁判所とか、検察庁というのは一つの大きな組織ですので、組織としての方針ですとか、例えば、こういうソフトを使って資料を作るとか、そういったことを組織的に準備している。弁護士は、例えるなら大企業と中小企業というか、個人商店みたいな感じなんです。なので、より一層の努力をしていかなきゃいけないところだと思うんですが、今日、例えば、書面の作り方とか、誤字脱字も含めて御指摘いただいたところは弁護士会に持ち帰って、弱小だけでも頑張るということでやっていきたいと思えます。ありがとうございました。

**司会者**：今日は、年の瀬の本当にお忙しい中、時間を割いて来ていただきまして、ありがとうございました。これで意見交換会を終わります。

以 上